

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目次

○ 福島県監査委員
監査公表一件

福島県監査委員

監査公表第13号

平成30年3月27日監査公表第9号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成30年8月14日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
福島県監査委員 古 市 三 久
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 菅 家 惣一郎
30財第477号
平成30年5月30日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
福島県監査委員 古 市 三 久
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 菅 家 惣一郎
様

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

行政監査に係る措置状況について（通知）

平成30年3月14日付け29福監第295号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
試験研究機関における研究とその活用について
- 2 所見及び措置の状況について

| 監 査 委 員 所 見 | 措 置 状 況 |
|-------------|---------|
| 第3 監査委員意見 | |

2 個別に検討改善を要する点

生活環境部

【環境創造センター】

- (1) 環境創造センター開設後、本庁内における研究課題の選定等に関わる組織体制がないので、本庁において、生活環境部関係課室からの研究要望の集約、施策との関連に関する確認等を行う取組について検討されたい。
(環境共生課)

- (2) 調査研究計画において、目標、年次計画、成果の移転見込みに関する事項が未整備で、研究目的の達成状況が明らかでないので、それらの整備について検討されたい。(環境創造センター)

- (3) 研究期間を研究課題一律に10年間としているので、研究と関連する事業の進捗状況に応じた研究期間や方法の見直しについて検討されたい。
(環境創造センター)

保健福祉部

【衛生研究所】

- (4) 研究課題の選定に係る基準、試験研究機関内の組織体制、本庁における保健福祉部内の関係機関からの研究要望の集約がなく、施策との関連に係る検討が十分でないので、試験研究機関内の選定基準の整備や、保健福祉部内の関係機関からの研究要望を集約する取組について検討されたい。(薬務課、衛生研究所)

商工労働部

【ハイテクプラザ】

- (5) 研究課題の選定に係る基準、本庁内における組織がなく、施策との関連に係る検討が十分でないので、商工労働部関係課室からの研究要望の集約、施策との関連に関する確認等を行う取組について検討されたい。
(産業創出課、ハイテクプラザ)

- (6) 個別の研究課題において、研究課題テーマや目標の変更に関する管理が十分でないものがあるので、研究

(環境共生課)

本庁内における研究課題の選定等に関わる組織体制については、平成30年4月から福島県環境創造センター調査研究調整会議(事務局 環境共生課)を設置し、今後、研究課題の設定、調査研究の評価、調査研究成果の行政施策への反映等を総合的に調整することとしたところであり、本庁関係課室と環境創造センターが連携・協力して研究要望の集約、施策との関連に関する確認等を行う。

(環境創造センター)

平成30年度に策定するフェーズ2調査研究計画(平成31年度～平成33年度)については、福島県環境創造センター調査研究調整会議等での審議や関係機関等からの意見聴取等を踏まえて、研究の目的、目標、年次計画、成果の移転見込み等を整備した調査研究計画を策定する。

(環境創造センター)

フェーズ2調査研究計画については、フェーズ1(平成27年度～平成30年度)における研究の進捗状況及び事業評価、さらには新たな行政課題を踏まえ、福島県環境創造センター調査研究調整会議等での調整を行い、研究課題や研究期間を適切に設定する。

(薬務課、衛生研究所)

試験研究機関である衛生研究所内での研究課題の選定基準を、平成30年6月に整備する。

平成30年度から保健福祉部内の関係機関が参加する衛生研究所の現状や課題・要望等の情報を共有するための会議において、研究要望の集約を図る。

(産業創出課、ハイテクプラザ)

商工労働部関係課室からの研究要望を産業創出課が文書照会により集約し、ハイテクプラザにおける研究計画の検討に繋ぐことを検討する。

(ハイテクプラザ)

研究計画を変更する場合について、重要な変更や軽微な変更等を判断する基準

計画概要書の重要事項の変更に係る
手続・方法について検討されたい。
(ハイテクプラザ)

農林水産部

【農業総合センター】

- (7) 試験設計書の大課題の計画において、目標、年次計画、成果の移転見込みに関する事項が未整備で、目的の達成状況が明らかでなく、また、構成する中課題以下との不整合があるので、それらの整備について検討されたい。(農業総合センター)

【林業研究センター】

- (8) 試験研究全体計画書及び年度別試験研究設計書において、目標に関する事項が未整備で、目的の達成状況が明らかでないので、その整備について検討されたい。(林業研究センター)

- (9) 個別の研究課題において、計画の変更に関する管理が十分でないものがあるので、試験研究全体計画書等の重要事項の変更に係る手続・方法について検討されたい。(林業研究センター)

【水産試験場】

- (10) 試験計画書について、研究期間全体の計画、目標に関する事項が未整備で、年次計画の研究期間に誤りがあり、研究目的の達成状況が明らかでないので、それらの整備について検討されたい。(水産試験場)

- (11) 個別の研究課題において、目標達成の見通しが立っていないものがあるので、研究方法の見直しについて検討されたい。(水産試験場)

を整理し、各基準に応じて必要となる手続を定めることを検討する。

(農業総合センター)

「農業総合センター課題の進行管理表作成要領(平成30年5月1日施行)」を策定し、これに基づき大課題及び中課題ごとに目標、年次計画、成果の見込み等を記載した課題の進行管理表を作成し、平成30年7月に開催する全体検討会において進行管理を行う。

また、平成30年6月以降に順次開催する専門別検討会、分野別検討会、科内検討会等の成績設計検討会において中課題以下との整合を図る。

(林業研究センター)

福島県林業研究センター試験研究実施要領の様式2「試験研究全体計画書」を改正し「試験研究終了時の目標」を記載することとした。同様に様式3「年度別試験研究設計書」を改正し、「当年度終了時の目標」を記載することとした。

(林業研究センター)

福島県林業研究センター試験研究実施要領「3試験研究の実施」の一部を改正し、試験研究全体計画における重要な変更について、その定義や手続を明示した。併せて試験研究全体計画の軽微な変更について改正した。

(水産試験場)

研究期間全体の目標については、試験計画書の「試験の目的」欄に、試験研究テーマに対応する目標を記載することとした。年次計画については、研究課題ごとの研究期間に修正するとともに、試験研究推進方針が平成29年度に改正されたことから原則、平成30年度を始期とし、復興・創生期間と対応する平成32年度を終期とした。

また、研究期間全体の計画については、試験計画書の様式を改正し、「試験の年次計画」に「達成目標」欄を追加した。

(水産試験場)

研究課題「海況予測技術に関する研究」について、試験操業が行われている沿岸域の予測に重点を置き、震災後の欠測データの補完方法の検討と予測精度の検証を行うなど研究方法の見直しを行った。

【内水面水産試験場】

(12) 試験計画書について、研究期間全体の計画、目標に関する事項が未整備で、研究目的の達成状況が明らかでないので、それらの整備について検討されたい。(内水面水産試験場)

(13) 個別の研究課題において、目標達成の見通しが立っていないものがあるので、研究方法の見直しについて検討されたい。(内水面水産試験場)

【農業総合センター、林業研究センター、水産試験場、内水面水産試験場】

(14) 放射線関係研究課題において、農林水産技術会議評価部会の報告案件で、単年度実施の継続状態となっており、研究目的の達成に向けた工程を示す研究計画となっていないので、一般の研究課題と同様に、定めた期間で研究目的を達成する研究として、計画の見直しについて検討されたい。(農業振興課、農業総合センター、林業研究センター、水産試験場、内水面水産試験場)

(内水面水産試験場)

研究期間全体の目標については、試験計画書の「試験の目的」欄に、具体的研究テーマに対応する目標を記載することとした。

また、研究期間全体の計画については、試験研究書の様式を改正し、「試験の年次計画」に「達成目標」欄を追加した。

(内水面水産試験場)

研究課題「人工産卵床の造成技術開発」について、アユ人工産卵床の造成を行う漁業協同組合と実施日程の調整を行い、天候の影響を最小限にするとともに、悪天候による再造成も想定し、造成コストに算入し客観的な評価を行えるよう、研究方法の見直しを行った。

また、研究課題「ワカサギ等の増殖技術の改良と湖沼への応用」について、目標値（活卵率8割）を河床状況に関わらず一律に設定していたため、目標値を再検討するとともに、自然下での産卵・発生状況調査を追加し、手法の有効性を評価できるよう、研究方法の見直しを行った。

(農業振興課)

平成30年8月に開催を予定している農林水産技術会議評価部会から、研究期間、到達目標を踏まえた検討を行うこととする。

具体的には、各試験研究機関が作成する「研究評価個別評価表（放射線関係課題報告用）」に研究期間、年度ごとの目標と進捗等を記載するものとし、その内容を検討することで対応する。

(農業総合センター)

放射線関係研究課題においても、「農業総合センター課題の進行管理表作成要領（平成30年5月1日施行）」を策定し、これに基づき大課題及び中課題ごとに目標、年次計画、成果の見込み等を記載した課題の進行管理表を作成し、平成30年7月に開催する全体検討会において進行管理を行う。

(林業研究センター)

放射線関係研究課題についても、試験設計レビューにおいて、福島県林業研究センター試験研究実施要領の様式2「試験研究全体計画書」を作成し、関係機関等から意見を聴取することとした。

(水産試験場)

| | |
|---|--|
| <p>【農業総合センター、林業研究センター】</p> <p>(15) 特許権・育成者権の登録更新において、実施許諾の活用実績等を確認せずに更新しているものがあるので、活用の状況・見通しを確認の上、登録更新に努められたい。(農林総務課)</p> | <p>研究期間については、試験研究推進方針が平成29年度に改正されたことから、原則、平成30年度を始期とし、復興・創生期間と対応する平成32年度を終期とした。</p> <p>また、一般研究と同様に、「試験の年次計画」に「達成目標」欄を追加した。</p> <p>(内水面水産試験場)</p> <p>研究期間については、試験研究推進方針が平成29年度に改正されたことから、原則、平成30年度を始期とし、復興・創生期間と対応する平成32年度を終期とした。</p> <p>また、一般研究と同様に、「試験の年次計画」に「達成目標」欄を追加した。</p> <p>(農林総務課)</p> <p>許諾先のない特許権及び登録品種の更新については、平成30年1月30日付けで関係課へ意見照会を行い、今後の活用見通し等について確認を行った。</p> <p>また、確認した内容を踏まえ、今後も許諾の見込みがない登録品種3件については、平成30年3月16日開催の職務発明検討委員会において登録更新の必要はないとの結論に至ったことから、登録品種3件の育成者権を放棄することを決定した。</p> <p>今後は、許諾先のない特許権及び育成者権の活用見通しについて毎年度検討した上で登録更新を行う。</p> |
|---|--|

(監 査 総 務 課)

監 査 公 表 第 1 4 号

平成30年3月27日監査公表第9号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成30年8月14日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎
 福公委（会）第1号
 平成30年4月20日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

様

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之 圃

平成29年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成30年3月14日付け29福監第295号で報告がありました平成29年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別 紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
試験研究機関における研究とその活用について
- 2 所見及び措置の状況について

| 監 査 委 員 所 見 | 措 置 状 況 |
|--|---|
| <p>第3 監査委員意見 2 個別に検討改善を要する点 警察本部 【科学捜査研究所】 (16) 研究課題の選定に係る基準、試験研究機関内における組織体制、警察本部内の研究要望の集約がなく、選定に係る検討が十分でないので、研究課題の選定に係る基準や試験研究機関内の組織体制の整備について検討されたい。(科学捜査研究所)</p> <p>(17) 個別研究計画として「研究テーマと要旨」を作成し、1年以内の研究期間、鑑定業務への成果活用を基本として運用されているが、目標、年次計画、成果の移転見込みに関する事項が未整備で、研究目的の達成状況が明らかでないので、それらの整備や、研究内容に応じた研究期間の設定について検討されたい。(科学捜査研究所)</p> | <p>(科学捜査研究所) 福島県警察本部刑事部科学捜査研究所における法科学研究に関する内規(福島県警察本部刑事部科学捜査研究所内規第8号)を平成30年4月に定め、法科学分野の研究を適切に推進するための審査委員会を設置し、会長に所長を、副会長に副所長を、委員に科長等をそれぞれ充て、研究課題の審査及び実施の可否判断、進捗状況に対する中間審査、研究結果の審査等を行うこととしたほか、研究課題の選定に当たっては、鑑定物件の分析・解析等に資する基礎研究や鑑定技術の開発等その他犯罪捜査に関する各種鑑定等に資すると認められるものとした基準を設けた。</p> <p>(科学捜査研究所) 福島県警察本部刑事部科学捜査研究所における法科学研究に関する内規(福島県警察本部刑事部科学捜査研究所内規第8号)を平成30年4月に定めることにより、目標、研究期間、年次計画、成果の移転見込みに関する事項及び研究目的の達成状況を明記するよう整備し、方針や様式の改善を図った。</p> |

(監査総務課)